

○法務省  
厚生労働省 令第三号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第九  
条第二号（同法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、外国人の技能実習の適正  
な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のよう  
に定める。

平成二十九年七月十四日

法務大臣 金田 勝年

厚生労働大臣 塩崎 恭久

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令の  
一部を改正する省令

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成  
二十九年法務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄

に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



## 附 則

この省令は、公布の日から施行する。